

流域の水環境改善プログラム評価検討会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「流域の水環境改善プログラム評価検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、流域の水環境改善がこれまで果たしてきた役割、影響等について、必要性、有効性及び効率性の観点から総合評価を行うに当たり、専門的な学識経験等に基づく助言を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、都市・地域整備局長及び河川局長が任命する。

（検討会）

第4条 検討会には座長を置き、検討会の構成は別紙のとおりとする。

2 座長は、会務を総括する。

3 座長は、検討会の目的を達成するために必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 検討会における議論の要旨については、あらかじめ委員に確認のうえ、公表するものとする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、河川局河川環境課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年10月8日から施行する。

(別紙)

流域の水環境改善プログラム評価検討会(案)

(:座長)

<法律>

さくらい けいこ
櫻井 敬子 学習院大学法学部 教授

<理学,生物学,生態>

たにだ かずみ
谷田 一三 大阪府立大学総合科学部 教授

<環境,生態>

にしむら おさむ
西村 修 東北大学大学院工学研究科土木工学専攻教授

<上下水道,水質管理>

ふじい しげお
藤井 滋穂 京都大学大学院工学研究科
附属環境質制御研究センター 教授

<土木,土木環境システム>

ふるまい ひろあき
古米 弘明 東京大学大学院工学系研究科 教授

<経済>

みずかみ よしひさ
水上 喜久 サントリー(株) 環境部長

<マスコミ>

むらた やすお
村田 泰夫 朝日新聞経済部 編集委員

(五十音順)